

国自審第 1103 号
平成 30 年 9 月 26 日

スズキ株式会社
代表取締役社長 鈴木 俊宏 殿

国土交通省自動車局長
奥田 哲也

完成検査における不適切な取扱いへの対応等について

本年 7 月 9 日付けで、「燃費及び排出ガスの抜取検査の不正事案を受けた確認の実施等について」により調査指示を行い、8 月 8 日付けの「燃費及び排出ガスの抜取検査の不正事案を受けた確認の実施等について」に対する国土交通省への報告についてにより、貴社から燃費及び排出ガスの四輪車の抜取検査において、運転が測定モードに合わせられず失敗(トレースエラー)した測定を有効なものとして処理した事案が判明した旨報告を受けたところである。

しかしながら、その後に行った立入検査及びその精査の過程で、燃費及び排出ガスの抜取検査に関し、上記報告書と比較すると、次の新たな事実が判明したところである。

- ① これまで把握していなかった過去のデータの存在が確認された結果、四輪車のトレースエラーの件数が増えること
- ② 四輪車のトレースエラーの原因について、当省監査官の聞き取りに対し、完成検査員から新たな証言(業務量過多等)があったこと
- ③ 四輪車の測定結果の書き換え等があったこと
- ④ 二輪車のトレースエラーが 2 件あったこと等

このことは、貴社における不適切完成検査事案の全容解明に対する取り組み姿勢に疑問を抱かざるを得ず、極めて遺憾である。

については、万全の調査態勢を構築した上で、燃費及び排出ガスの抜取検査に関し徹底調査をするとともに、他に完成検査に係る不適切事案が無いかどうかについても徹底調査し、その結果に基づき再発防止策を策定の上、可及的速やかに報告するよう求める。

なお、本報告要請は、道路運送車両法第 63 条の 4 第 1 項、第 75 条の 6 第 1 項及び第 100 条第 1 項の規定に基づくものであり、報告の内容によっては、新たな措置を講じることがあることを申し添える。